

3 平成28年度の県内の健康危機管理状況と衛生研究所の動き

衛生研究所は、健康危機管理に対する埼玉県の科学的・技術的中核機関として重要な役割を担っている。

平成28年度の健康被害事例等に関連した特徴的な出来事や衛生研究所の果たした主な役割等としては、以下のよう
なものがあった。

○ 県内での食中毒発生状況（さいたま市、川越市、越谷市を除く）

平成28年度において食中毒は、16件発生した。

病因物質は微生物によるものが14事例、寄生虫によるものが2事例であった。

微生物事例の内訳は、カンピロバクターによるものが最も多く8事例、ノロウイルス及びウエルシュ菌によるものが各2事例、サルモネラ属菌及び腸炎ビブリオによるものが各1事例であった。

カンピロバクターによる事例では、患者らは飲食店で生や加熱不十分な鶏肉類を喫食していた。カンピロバクターは生の鶏肉やレバーを汚染していることが多く、食中毒防止のためには、食肉や鶏肉の調理は十分な加熱が重要である。

ウエルシュ菌による事例は、煮込み料理やかき玉うどん等を喫食していた。

食中毒を疑う25事例に由来する223検体について、整備された最新機器を使用して遺伝子増幅法による検査を行ったところ、従来からの培養法による検査と同様な結果が迅速に得られた。

ノロウイルスによる事例は、飲食店や仕出し弁当店で発生し、食事を提供した施設従事者からも同ウイルスが検出されている。

ウイルス性食中毒の発生防止には、食品取扱従事者らの衛生教育が重要な対策である。

寄生虫による事例は、飲食店で提供された刺身がアニサキスやクダア・セブテンpunkタータに汚染されていたため発生した。

○ ジカウイルス感染症及び麻しんへの対応

ジカウイルス感染症は、平成28年に入り、流行地域が中南米、アジア太平洋地域から米国の一部にまで拡大しオリンピック開催に伴い流行地への渡航者が増加した。当所では、国立感染症研究所との連絡体制を強化するとともに、検査体制を整備した。

8月から9月にかけては、国内で麻しん患者の広域的な発生が見られた。各地域の衛生研究所で病原体検査と検出された麻しんウイルスの遺伝子解析が行われ、その結果、土着株の流行が否定された。

当所では、麻しん患者の広域的発生において、疑い例も含め迅速に遺伝子検査による確定診断を実施した。

○ 病原体検査体制の強化

改正感染症法が完全施行され、病原体情報の収集体制が強化された。

埼玉県では、感染症法改正を受け、埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱を改正するとともに、新たに埼玉県病原体サーベイランス実施要領を策定した。

季節性インフルエンザをはじめとする感染症患者及び菌株等の検体数は、前年度の約3倍と大きく増加し、それらの検査や解析結果から収集できる情報も量と質共に充実した。

検体数の増加に伴う検査や解析の増大に対し、インフルエンザ等のウイルス性感染症では遺伝子検査に重点を置き、関係機関への検査結果の報告とウイルス流行状況の県民への公表の迅速化をはかった。

○ 腸管出血性大腸菌感染症への対応

平成28年に県内に届出られた腸管出血性大腸菌感染症の報告数は174件と昨年167件を上回った。

県内の患者の届出は、昨年までと同様に6月から増加が始まり、7月に入り近隣自治体では学校、飲食店における集団感染事例の報告が相次ぎ、県内においても8月に入り学童保育利用者を中心とした集団感染事例が確認された。

当所では、患者から分離された菌株を積極的に収集し、菌の遺伝子解析等の方法により、分離株間の関連性を評価した。

また、保健所が実施した喫食歴等の調査結果を積極的に収集し、分離株の遺伝子検査結果と併せて患者間の関連性を解析した。

これらの結果情報について、県内保健所等関係機関へ11回報告した。

○ 食品の安全確保について

平成27年度のカロリーベース総合自給率は39%であり、多くを輸入食品に頼っている現状である。平成28年度、埼玉県では食の安心・安全を確保するため、輸入食品を重点項目と定め、輸入食品検査を強化した。

また、県民の方からの要望、過去の違反状況、危害度等を総合的に検討して検査予定数、項目等を設定している。特に、埼玉県内産農産物が安全・安心であることを発信するために、平成26年度から残留農薬のスクリーニング検査を実施しており、平成28年度も一層の農薬の適

正使用を徹底した。

当所では輸入・国産のさまざまな加工食品について検査を行った。特に、輸入食品については、違反事例の多いトブチルヒドロキノン (TBHQ) やサイクラミン酸などの国内で使用の認められていない指定外添加物に関する検査を強化した。

鶏卵、ハチミツ及び輸入魚介類について過去の違反事例等を考慮した項目について検査を実施した。

遺伝子組換え食品及びアレルギー物質含有食品については、特に、県民の関心が高く、継続的な検査を実施した。

また、残留農薬 149 項目について検査を実施し、農薬の適正使用の指導に役立てた。

また「いわゆる健康食品」に含まれる医薬品成分の摂取による健康被害が懸念されている。

県では健康被害の未然防止の観点から、危険ドラッグ及び「いわゆる健康食品」中の指定薬物及び医薬品成分等の買上品の検査を実施した。

危険ドラッグの検査では、検査を実施した 39 検体のうち、13 検体から医薬品医療機器等法に基づく無承認無許可医薬品成分が 2 成分、4 検体から同法に基づく指定薬物が 3 成分、それぞれ検出された。

「いわゆる健康食品」の検査では強壮・痩身を目的とした 80 検体について、無承認無許可医薬品成分の検査を実施した。

○ 植物性自然毒による食中毒の未然防止と被害拡大防止について

植物性及び動物性自然毒は毎年、全国的にも中毒事故が発生している。厚生労働省では、ホームページで自然毒のリスクプロファイル等を公表し、注意喚起している。

県内でも毎年、数件の中毒事故が発生し、原因を究明するために患者が喫食した食品について有毒成分（アトロピンやスコポラミンなど）の一斉分析法を開発し、検査体制を整備している。

○ 混入異物・異味・異臭の検査

県民から保健所等へ相談のあった混入異物、異味、異臭について、蛍光 X 線分析装置や赤外吸収分光光度計等により検査を実施し、原因を究明した。

○ 食品の微生物検査

県内で販売されている国内産食品及び輸入食品 776 検体について、細菌数や大腸菌群等の微生物検査を実施し生食用かき 1 検体及び魚肉ねり製品 1 検体が規格基準に違反し、また弁当・そうざい 4 検体、洋生菓子 3 検体が衛生規範に適合しなかった。

○ 原発事故に伴う放射能検査

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一原子力発電所で事故が発生し、多量の放射性物質が環境中に放出され、現在も県内の環境試料や一部の農作物等から放射性セシウムが検出されている。

衛生研究所では、環境部と連携し、空間放射線量率調査及び環境試料の放射能検査などを実施した。

また、県内産農産物、加工食品等県内流通食品の放射能検査を計画的に実施した。

○ 危険ドラッグ及び健康食品の検査

脱法ハーブなどと呼ばれている危険ドラッグの使用による事件・事故が多発し大きな社会問題になっている。